

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

「統括監

別表第一知事部局の項中「監察局長」を「知事戦略公室長」に、

消費者くらし安全局

本部長

地方創生局長

長

を「企画総務部副部長」に、「こども未来局長」を「医務技監」に改め、「農林水産

総合技術支援センター所長」及び「総合県民局副局長」を削り、「部等の副部長」の下に

「産業

」（区分が一種である者を除く。）を加え、「近代美術館長」を「統括監」に、

出納

「本部長

人材育成センター所長 農林水産総合技術支援センター所長

を 出納局副局長

に、「男女共同参画総

局副局長

総合県民局副局長

合支援センター所長」を「危機管理監」に、「中央こども女性相談センター所長

農林水産総合技術支援センター副所長

を

「博物館長

近代美術館長

に改め、「秘書課長」及び「総務課長」を削り、

男女共同参画総合支援センター所長

中央こども女性相談センター所長

「財政課長」を「経済産業政策課長」に改め、「部等の室長」、「保健製薬環境センター所長」、「上席政策調査幹」及び「副本部長」を削り、「博物館長」を「保健製薬環境セ

「副本部長

ンター所長」に、「家畜防疫衛生センター所長」を 家畜防疫衛生センター所長

農林水産総合技術支援センター副所

長 長 に、「県政広報幹」を 「上席秘書幹

秘書幹 に、「東部県税局副局長」を

「東部県税局副局 航空戦略幹

長 に、「鳥居龍蔵記念博物館長」を

「鳥居龍蔵記念博物館長

こども女性相談センター所長（中央こども女性相

談センター所長を除く。）

に改め、「魅力発信幹」、「こども女性相談センター所長（

中央を除く。）、「保健製薬環境センター次長」、「本部の次長」及び「名古屋事務所

長」を削り、「副館長」を

「副館長

保健製薬環境センター次長

に、「テクノスクール副校長」

「テクノスクール副校長
を 本部の次長 に改め、同表教育委員会の項中「事務局の室長」、「グローバル・文化創造幹」、「担当室長」及び「総合教育センターGIGAスクール推進課長」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。